

社会福祉法人北伸福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北伸福祉会（以下「当法人」という。）定款第9条並びに第24条の規定に基づき、役員等の報酬について定めるものである。

(報酬)

第2条 定款第5条に定める評議員、定款第6条第2項に定める評議員選任・解任委員、定款第16条に定める役員及び当法人の事業の運営のため地域代表者として委嘱する各種委員に対し、必要な報酬等を支給することができる。

- 2 評議員に対して支給する報酬は、1人あたり各年度の総額が100,000円を超えない範囲とし、役員に対して支給する報酬は、1人あたり各年度の総額が300,000円を超えない範囲とする。
- 3 第1項の報酬等は、別表1「役員等報酬表」に定めた額とする。

(その他)

第3条 前条第2項の「役員等報酬表」に記載されていない報酬等の支給が必要と判断された場合は、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 前条第2項の「役員等報酬表」に記載されていない諸会議等への出席にかかる交通費等の費用弁償については、当法人の旅費規程に準拠するものとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年 6月 27日から施行する。

別表1「役員等報酬表」

区 分	報酬額	支給時期及び支払方法
理 事 、 監 事	年間 200,000 円	夏季 100,000 円、冬季 100,000 円を指定金融機関口座に振り込む。
評 議 員	評議員会に出席した場合、1回あたり 20,000 円	会議出席時に現金にて支払う。
評議員選任解任委員 (外部委員のみ)	評議員選任解任委員会に出席した場合、1回あたり 15,000 円	会議出席時に現金にて支払う。
各種委員等 (苦情解決第三者委員、入居検討委員等)	法人が主催する諸会議に出席した場合、1回あたり 5,000 円	会議出席時に現金にて支払う。